

鳥取縣公報

昭和二十二年七月一日
第一千八百二十二號

火曜日

本報ノ大キサハ固定價格5人外

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十五號

總務部部長
農地部長

昭和二十一年十月鳥取縣訓令甲第三十六號鳥取縣旅費支給規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西尾愛治

第十條第一項中「緊急開拓事業幹線道路建設事務所」の次に「縣營地區開墾事務所」を加える。

第四號表中「緊急開拓事業幹線道路建設事務所」の次に「縣營地區開墾事務所」を加える。

附則

この規則は昭和二十二年三月一日からこれを適用する。

◇鳥取縣訓令甲第十六號

港灣修築事務所長

鳥取縣港灣修築事務所事務規程を次のように定める。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣港灣修築事務所事務規程

第一條 港灣修築事務所に左の職員を置く。

所長 若干名

第二條 所長は知事の命を受け、所務を掌理し、所員を指揮監督する。

所員は所長の指揮を受け事務に従事する。

第三條 所長は所員の事務分擔を定めて知事に報告しなければならぬ。これを變更したときも同様である。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日 土曜日) 昭和二十二年七月一日 第一千八百二十二號 (第三種郵便物認可)

00063

第四條 所長は工事監督上必要があるを認めるときは、知事の承認を受けて臨時派出所を設けることができる。
 第五條 所長又は所員の普通旅費の支給を受けて出張を要するときは、特に命令のある場合の外知事の承認を受けなければならない。
 第六條 この規程に定められたもの外は、大正十五年六月訓令乙第十一號土木出張所事務規程及び昭和七年九月訓令乙第十七號鳥取縣河川改良事務所事務規程を準用する。

附則

この規程は昭和二十二年月日から施行する。

告示

鳥取縣告示第二百七十三號

岩美地方事務所管内において、縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押證票を次のように交付した。

昭和二十二年七月一日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分	番	交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	七	昭和二十二年六月二十五日	岩美地方鳥取縣事務所	事務吏員	西川定吉
縣稅滯納者財	七	同	同	同	西川定吉
差押證票	同	同	同	同	同

鳥取縣告示第二百七十四號

昭和二十二年二月鳥取縣告示第五十八號中「食糧檢査所」は昭和二十二年五月三日これを削除した。

昭和二十二年七月一日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第二百七十五號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十二年七月一日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

舊本籍地 東伯郡旭村大字牧四一六
 新本籍地 西伯郡境町朝日町一〇
 前住所及開業地 東伯郡旭村大字牧四一六
 現住所及開業地 同 倉吉町大字米田二〇八

00064

22000

昭和二十二年三月二十九日婚姻に依り前姓「宮本」を一直本に並本籍、現住所 開業地變更に依り助産婦名簿訂正願出たので昭和二十二年六月二十五日訂正す

直 木 益 子
 大正十一年六月二十五日生
 舊本籍地 西伯郡大高村大字尾高一、一七四
 新本籍地 同 彦名村二、四一四
 前住所及開業地 同大高村大字尾高一、一七四
 現住所及開業地 同彦名村二、四一四

昭和二十二年五月二日婚姻に依り前姓「上田」を吉岡に並本籍、現住所、開業地變更により助産婦名簿訂正願出たので昭和二十二年六月二十五日訂正す

吉 岡 光 枝
 大正四年九月十一日生

鳥取縣告示第二百七十六號

助産婦名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 大阪市西區九條南通り一丁目七四五

開業地 日野郡二部村大字二部六〇四

昭和二十二年六月七日山口縣へ轉住したので、昭和二十二年六月二十五日助産婦名簿より取消す

戸 澤 美 智 子
 大正七年一月三日生

本籍地 日野郡溝口町大字大倉一、二三〇

開業地 同

昭和二十二年六月十日東京都へ轉住したので、昭和二十二年六月二十五日助産婦名簿より取消す

權 代 宗 子
 大正三年十二月二十日生

鳥取縣告示第二百七十七號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年七月一日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岩美郡大岩村大字岩本三三六の一
現住所及開業地 同

昭和二十二年六月二十五日第一、一八一號
中 村 みさ子

大正十二年十二月六日生

本籍地 氣高郡小鷲河村大字小別所八七
現住所及開業地 東伯郡由良町大字由良宿五五六の五

昭和二十二年六月二十五日第一、一八二號
木 村 政 江

大正十二年十月十七日生

本籍地 東伯郡上中山村大字東積三五六
現住所及開業地 同

昭和二十二年六月二十五日第一、一八三號
門 田 艶 子

大正六年十一月二十四日生

鳥取縣告示第二百七十八號
鳥取縣國民健康保險委員會規程を次の通り定める。
昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣國民健康保險委員會規程

第一條 國民健康保險制度の圓滿なる運営を期するため、鳥取縣廳に鳥取縣國民健康保險委員會(以下委員會といふ)をおく。

第二條 委員會は知事の諮問により左の事項を審議する。
一、國民健康保險組合(以下組合といふ)の設立、解散及び分合に關する事項。

二、組合の事業を行う法人の許可またはその取消に關する事項。

三、國民健康保險法第十三條第一項及び同第五十四條の二の指定に關する事項。

四、醫療給付の充實改善に關する事項。

五、その他指導監督上重要な事項。

第三條 委員長は知事を以てこれに充てる。
委員及び臨時委員は總督、代行人及び組合連合會その他關係團體の代表者並びに被保險者の利益を代表する者、若し學識經驗のある者の中から知事が任命また

00065

00066

は委嘱する。
第四條 委員長は會務を總理する。
委員長が事故あるときは委員長の名指する委員がその職務を代理する。

第五條 委員會に幹事若干名をおく。
幹事は官公吏及び關係團體職員中から知事が任命または委嘱する。

第六條 委員會に書記若干名をおく。
書記は官公吏及び關係團體職員中から委員長が任命または委嘱する。

第七條 書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

第八條 委員會の審議が特定の組合に關するときは、その組合の理事者は委員會に出席して意見を述べることが出来る。

第九條 委員會は地域別に支部をおくことができる。
支部に關する規定は別にこれを定める。

附 則

本規程は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣告示第二百七十九號
青果物等統制令第八條の規定により青果物加工品の荷受機關を次のように指定する。
昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣一圓
荷受機關 鳥取縣漬物商工業協同組合

鳥取縣告示第二百八十號
次の告示はこれを廢止する。
昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示
大正十年七月 第四百七十八號 鳥取縣林野監視服制
昭和八年六月 同第三百七十六號 林產物検査員服制
同十四年七月 同第六百八十六號 用材生産統制規則ニヨリ知事ノ許可ヲ受クル許可申請様式

年 月 番 號 件 名

鳥取縣告示
大正十年七月 第四百七十八號 鳥取縣林野監視服制
昭和八年六月 同第三百七十六號 林產物検査員服制
同十四年七月 同第六百八十六號 用材生産統制規則ニヨリ知事ノ許可ヲ受クル許可申請様式

昭和十五年八月 同第六百二十二號 木材生産統制規則ニヨリ
 九用材押捺證印様式
 同十六年六月 同第五百十二號 瓦斯用木炭統制規則ニ
 依リ知事ノ承認又ハ許
 可ヲ受ケル場合又ハ届
 出ヲ要スル場合ノ提
 出シテ様式
 同十六年六月 同第五百三十號 木炭荷票様式
 同十七年九月 同第六百十一號 鳥取縣木炭増産協力會
 規程
 同十八年八月 同第四百四十三號 鳥取縣竹材集荷配給取
 扱要綱
 同二十年六月 同第二百三十一號 昭和二十年三月農商省
 告示第二百一號の合枚
 用案材指定ノ件
 同二十二年二月 同第五十九號 鳥取縣木材配給統制規
 則施行細則第二條ニ依
 リ指定ノ件
 ◇鳥取縣告示第二百八十一號
 鳥取縣木炭検査規則第九條による木炭荷票第十條による

檢印及び證印、第十五條による検査吏員證並びに鳥取縣
 木材検査規則第九條による標記様式第七條による證印、
 第十五條による検査吏員章を次のように定め、昭和十四
 年十月鳥取縣告示第百七十九號はこれを廢止する。
 昭和二十二年七月一日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 鳥取縣木炭検査規則第九條 木炭荷票様式
 九種
 表 糖六
 味正
 鳥取縣
 地色白色
 大字黒字
 裏 縣 郡 村
 生産者 氏 名

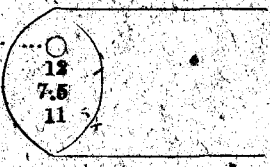


證印雜形
 徑一、五種
 徑四、七種

鳥取縣木炭検査規則第十條 檢印雜形

木材検査規則第九條 用材標記様式

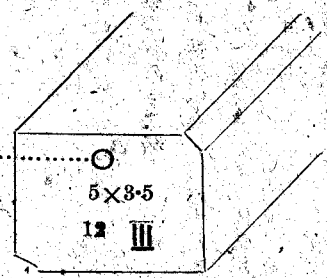
(素材)
 一、丸太



形量 長十二尺
 徑七寸五分
 品等 二等

末木口検査證印押捺箇所

二、梢端部を附したるものには在りては元木口に標記す
 三、柚角



形量 長十二尺
 幅五寸
 厚三寸五分
 品等 三等

検査證印押捺箇所

末木口

(製材)
 一、枚類



形量 長六尺二分
 幅一尺五分
 厚二寸
 品等 何れ製材所

検査證印押捺箇所

(鳥) ○ 杉平割一等 幅一八部四本入 何々
厚一七分 長十二尺 製材所

検査證印押捺箇所

二、挽角

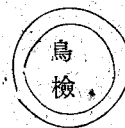
(鳥) ○ 松正角二等 四寸長十五尺 何々製材所

検査證印押捺箇所

木材検査規則第七條 證印雜形



分五寸二徑



分五寸一徑

木材検査規則第十五條 検査吏員證雜形

三寸

第 號
職 氏 名
林産物検査職員之置(木炭)
鳥 取 縣

裏

昭和 年 月 日交付

鳥取縣告示第二百八十二號

昭和七年九月鳥取縣告示第三百六十八號鳥取縣神田改良事務所設置規程の一部を次のように改正する。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「一」を「港灣修築」を削る。

第二條に次の通り加える。

名 稱	位 置	管 轄 區 域
-----	-----	---------

鳥取縣大路川	鳥取市	鳥取市
改良事務所	大覺寺 岩美郡米里村、津ノ井村、面影村	

鳥取縣告示第二百八十三號

鳥取縣港灣修築事務所設置規程を次のように定める。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣港灣修築事務所設置規程

第一條 次に掲げる港灣修築の事務を掌理せしめるために、鳥取縣港灣修築事務所を置く。

- 一、調査及設計に關する事項
- 二、工事監督に關する事項
- 三、工事用器具機械及び材料の購入に關する事項
- 四、用地買収並びに補償に關する事項
- 五、工事用人夫の傭入に關する事項
- 六、前各號の外特に命ぜられた事項

第二條 事務所の名稱、位置及び管轄區域は次のように

定める。

名 稱	位 置	管 轄 區 域
-----	-----	---------

鳥取縣東部港灣修築事務所	岩美郡 網代村	網代港、田後港及び岩美郡一圓
--------------	---------	----------------

鳥取縣告示第二百八十四號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

昭和二十二年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

青果物小賣業者

番 號	氏 名	住 所	取扱品の種類
-----	-----	-----	--------

四六九	松村 壽勝	鳥取市元魚町三丁目	蔬菜、果實
四七〇	久本 一正	同 寶露町	同
四七一	加藤友子	倉吉町鎗治町一丁目	同
四七二	村上 哲枝	同	同

行旅死亡人間知方について

(心當の向は直接取扱者宛照會せられたし)

其の一

取扱者 奈良縣奈良市長

一、本籍、住所、身分、職業、氏名 不詳

推定年齢 四十五、六才位の女

二、人相

身丈五尺位、顔面長、色白、その他普通、顔に薄きそばかすあり

三、着衣並に携行品

茶色の細縞様の筒袖 上衣に同じ「モンペ」を着す、下に浴衣を用う

現金五拾圓所持

右昭和二十二年六月七日午前五時半頃市内猿澤池南東に當る柳の木において縊死す、同日午前十時頃奈良市營墓地に假埋葬した。

其の二

取扱者 富山縣西砂波郡福岡町長

一、本籍、住所、氏名 不詳

推定年齢 五十才位の男

二、人相

身長五尺三寸位、面長、赤い顔、中肉、頭髮一部刈り、その他特徴なし

三、着衣

國防色軍服衣袴(新品)薄色毛糸シャツ、白メリヤス、白褲二尺(新品)薄茶色下駄

四、死亡の種類

鐵道自殺

五、遺留品

白ハンカチ、成田不動様(お守り)

浦田小作と記名せる預金臺帳

六、死亡年月日及場所

昭和二十二年六月十三日北陸線福岡町地内大瀧鐵道踏切より西方約百米の線路上に於て。

其の三

取扱者 高知縣香美郡山田町長

一、本籍 高知縣長岡郡長岡村陣山

二、氏名 北山岩吉 七十一才

三、人相

身長五尺一寸位、面長、瘦形、頭髮丸刈にして白髮交り

四、携帶品

風呂敷、アルミ辨當箱、ゴム草履、帽子、財布(五拾五圓在中)

五、死亡年月日

昭和二十二年六月十六日午前三時五十分

六、死亡場所

香美郡山田町宇賀病院

七、死亡種類

傷害のため

八、假埋葬場所

高知縣香美郡山田町共同墓地

其の四

取扱者 徳島縣勝浦郡小松島町長

一、本籍、住所、氏名 不詳

年齢 四十五才位

二、人相

身長五尺三寸位、体格中肉、頭髮丸刈、顔色少し黒、入歯なし、唇並、眉並、耳並

三、着衣

赤メリヤスシャツ、木綿茶色綿着物、軍隊バンド

四、遺留品

木綿縞布圍一枚、布圍しん綿一枚、鎌二丁、ハンゴウ一個、煙草入一個、アルミ辨當箱一個、白米一升

右昭和二十二年三月七日勝浦郡小松島町大字江田勝浦川新橋北詰橋下において死亡し假埋葬した。

其の五

取扱者 茨城縣猿島郡七重村長

一、本籍、住所、氏名 不詳

推定年齢 五十七才男

00073

00073

鳥取縣公署 昭和二十二年七月一日 第三種郵便物認可 二二

二、人相特徴

身長五尺一寸位、瘦形、頭髮大部分はげ黒髪少々、面長

三、着衣及び場所

カキ色上下ボロ軍服、物入所持金貳拾壹圓五拾錢

四、死亡年月日

昭和二十二年五月二十日頃

五、發見の日時場所

昭和二十二年五月二十二日

茨城縣猿島郡七重村大字上本島香取大神屋内

昭和二十二年七月一日印刷
昭和二十二年七月一日發行

鳥取縣公署

昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可

鳥取縣公署
鳥取縣公署
鳥取縣公署
鳥取縣公署
鳥取縣公署
鳥取縣公署
鳥取縣公署
鳥取縣公署
鳥取縣公署
鳥取縣公署